

楓橋における道路占用許可要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が管理する楓橋歩道橋部分の道路占用の許可に必要な事項を定めるものとする。

(占用の目的)

第2条 占用の目的は、中心市街地の活性化に資するもの、又は公益性のあるものでなければならない。

(占用者)

第3条 市長は、次のいずれかに該当する者に許可するものとする。

- (1) 国，地方公共団体その他公共団体又は公共的団体
- (2) 国，地方公共団体その他公共団体が主催，共催又は後援する行事における当該行事の主催者。

(占用物件)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する物件については、占用を許可できるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項に掲げる工作物，物件又は施設
- (2) 搬出移動可能なもの（いす，テーブル，テント等）

(行為の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 火気を使用するとき（ウッドデッキに影響のないものを除く。）。
- (3) 橋を著しく破損し，又は汚損するおそれのあるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(許可の特例)

第6条 この要領の規定に関わらず，市長が特に認めた場合は，占用を許可できるものとする。

付 則

この要領は，平成11年6月24日から施行する。